

第6章 その他の運用

第1節 早期審査（審理）・優先審査・面接等

[1] 特許・実用新案

特許出願の中には、様々な事情で権利化を急いでいるものがあります。こうした出願人のニーズに対応するため、特許庁では早期に審査・審理を行う制度を設けています。出願人が実施している発明や外国にも出願している発明、さらには、震災により被災した企業・個人等の発明等は早期審査・早期審理制度を、第三者により自分の発明が実施されている場合は優先審査制度を利用すれば、早期に審査・審理が開始されます。早期の権利化を望む場合には、早期審査（審理）・優先審査制度の利用をご検討ください。

また、従来実施しているテレビ面接に加えて、Web アプリケーションを利用した面接も行っております。インターネット回線を利用してご自身のPCから面接に参加できます。審査官との意思疎通を図り、円滑に審査手続を進めるため、オンライン面接をぜひご利用ください。

（1）早期審査・早期審理・スーパー早期審査・優先審査

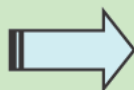
① 早期審査・早期審理

早期審査・早期審理制度は、一定の条件を満たす出願について、出願人からの要請に応じて審査・審理を通常よりも早く行う制度です。

- a) 中小企業、個人、大学等の出願
- b) 外国関連出願
- c) 実施関連出願
- d) グリーン関連出願中
- e) 震災復興支援関連出願
- f) アジア拠点化推進法関連出願

出願人からの要請に応じて
審査・審理を通常よりも早く行う
■審査請求料以外は**無料**

通常一次審査通知までの期間は、
審査請求から約10月



平均2.7月で一次審査
(2020年実績)

1) 早期審査・早期審理の対象

特許出願が以下の a) ～ g) のいずれかに該当する場合、早期審査・早期審理を申請することができます。

a) 出願人本人又は出願人から実施許諾を受けた者（ライセンシー）がその発明を実施（生産、販売、輸入など）しているか、又は2年以内に実施予定の特許出願（「実施関連出願」といいます）

b) 出願人がその発明について外国出願・国際出願している特許出願（「外国関連出願」といいます）

c) 出願人の全部又は一部が、学校教育法で定められた大学・短期大学及び高等専門学校、各省庁設置法及び独立行政法人設置法で定められた大学校、国立、公立及び独立行政法人設置法等で定められた試験研究機関、又は承認若しくは認定を受けた技術移転機関（承認 TLO 又は認定 TLO）である特許出願

d) 出願人の全部又は一部が、中小企業基本法等に定める中小企業又は個人である特許出願

e) 環境関連技術（グリーン技術）に関する特許出願

f) 出願人の全部又は一部が、災害救助法の適用される地域（ただし、東京都を除く）に住所又は居所を有し、更に地震に起因した被害を受けた者である特許出願

g) 出願人の全部又は一部が、アジア拠点化推進法に基づき認定された研究開発事業計画に従って研究開発事業を行うために特定多国籍企業が設立した国内関係会社であって、当該研究開発の成果に係る発明に関する特許出願

なお、早期審理については、上記 a) ～ g) 以外に、第三者がその発明を業として実施している出願も対象となります。

2) 早期審査・早期審理の申請手続

早期審査の申請は、審査請求時、又はその後に「早期審査に関する事情説明書」を提出して行います。この事情説明書には、書誌的事項の他に、早期審査の申請を行う事情や先行技術及び当該先行技術との対比説明等を記載します。出願人が中小企業や個人等の場合は、知っている文献を記載すれば先行技術調査を実施する必要はありません。早期審理の場合は、書誌的事項と、早期審理の申請を行う事情を記載してください（審判請求時に十分な先行技術文献の開示と対比説明とを行っている場合はそれらを記載する必要はありません）。

なお、早期審査・早期審理の申請手続は、**無料**です。

詳しくは、特許庁ホームページをご覧ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/v3souki.html>

3) ベンチャー企業対応面接活用早期審査

ベンチャー企業による出願※であって「実施関連出願」である場合には、ベンチャー企業対応面接活用早期審査（以下、「面接活用審査」という）が利用できます。面接活用審査では、実施関連出願について、一次審査結果通知前に行う面接を通じて戦略的な特許権の取得

につながります。また、早期審査のスピードで対応することで、早期に質の高い特許権を取得できるようにします。

面接は例えば以下のとおり行います。

- ・出願人側対応者は、事業における出願の位置付けを説明します。
- ・審査官は、拒絶理由があれば、概要を説明します。
- ・審査官は、拒絶理由を解消するために、出願人のとり得る対応を示すことができる場合は、積極的に補正、分割等の示唆をします。
- ・審査官は、特許庁のベンチャー関連施策等について紹介します。

※ベンチャー企業による出願とは、出願人の全部又は一部が次の（i）から（i i i）までのいずれかに該当するものです。

（i）その事業を開始した日以後10年を経過していない個人事業主

（i i）常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあっては5人）以下で設立後10年を経過しておらず、かつ、他の法人に支配されていない法人*

（i i i）資本金の額又は出資の総額が3億円以下で設立後10年を経過しておらず、かつ、他の法人に支配されていない法人*

*他の法人に支配されていないこととは以下のa.及びb.に該当していることを指します。

a. 申請人以外の単独の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと

b. 申請人以外の複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと

ベンチャー企業面接活用早期審査については、下記をご覧ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/patent-venture-shien.html>

② スーパー早期審査

スーパー早期審査制度は、申請から一次審査までを原則1ヶ月以内で行い、さらに、二次審査についても、意見書・手続補正書の提出から1ヶ月以内に行う等、早期審査制度よりも更に早期に審査を行うものです。

1) スーパー早期審査の対象

特許出願が以下のa)、b)の両方の条件を満たしている場合、スーパー早期審査を申請することができます。

a) 「実施関連出願」かつ「外国関連出願」であること、又はベンチャー企業による出願であって「実施関連出願」であること

b) スーパー早期審査の申請前4週間以降になされたすべての手続をオンライン手続とする出願であること

2) スーパー早期審査の申請手続

スーパー早期審査の申請は、早期審査の申請と同様に「早期審査に関する事情説明書」を提出して行います。この事情説明書において「スーパー早期審査を希望する」ことを必ず記載してください。

なお、スーパー早期審査の申請手続は、**無料**です。

詳しくは、特許庁ホームページをご覧ください。

https://www.jpo.go.jp/faq/yokuaru/patent/document/super_souki_qa/supersoukisisinsa.pdf

③ 優先審査（特許法第48条の6）

1) 優先審査の対象

出願公開後、第三者がその特許出願に係る発明を業として実施しており、出願人と実施者の間で生じている紛争を早期に決着する必要がある特許出願。

2) 優先審査の手続

優先審査の申出は、優先審査に関する事情説明書の提出により行います。

この事情説明書には、実施の状況、第三者による実施等による影響等を記載し、警告状の写し、第三者が実施している事実を証明する書類等を添付する必要があります。

なお、優先審査の申請手続きは、**無料**です。ただし、書面での申出に対しては、データエントリー料（電子化のための手数料）をいただきます。

（2）審査官との面接審査

拒絶理由の通知等に対して、審査官と直接面談し、自己の発明の技術的な説明を行うことができます。面接審査の依頼は、電話又は上申書を提出することにより行います。

面接審査では、特許請求の範囲に記載された自己の発明と拒絶理由等に記載されている引用文献との技術的な対比などを中心に自己の意見を述べるとともに、審査官の意見を聞き、今後の対処方針を検討することができます。また、出願人の利便を図る観点から、次のような面接審査を実施しています。

① 出張面接審査

特許庁から遠距離の方々のために、出張面接審査を実施しております。この出張面接審査は、全国各地の面接会場や（独）工業所有権情報・研修館近畿統括本部（INPIT-KANSAI）に審査官が出張して面接審査を行うものです。

（独）工業所有権情報・研修館近畿統括本部（INPIT-KANSAI）では、第1、第3金曜日

を面接審査の重点実施日に設定し、積極的に実施しています。

1) 申込みできる方

代理人（代理人がいない場合は出願人本人や知的財産部員など）

2) 申込み要領

担当審査官、地域イノベーション促進室又は特許庁ホームページの面接審査申込みフォームからお申し込みください。お名前や住所、出願番号、希望実施場所等をご連絡ください。（代理人がいる場合は代理人を通じてご連絡ください）。

申込みいただいた方には、必要な情報を確認させていただき、調整の上、出張面接審査の日時、実施場所を回答させていただきます。

ただし、日程調整が困難な場合や申込みが集中した場合等には、出張面接審査を行えないこともありますので、予めご了承ください。

お問合せ先：特許庁審査第一部調整課地域イノベーション促進室

電話：03-3581-1101 内線 3104 E-mail:PA2103@jpo.go.jp

② オンライン面接審査

出願人・代理人がお持ちの機器（PC、モバイル端末等）と特許庁に設置のオンライン面接システムとを接続して行う面接です。具体的には、テレビ面接及びWebアプリケーションを利用した面接を実施しています。

機器（PC、モバイル端末等）をお持ちでない場合でも、（独）工業所有権情報・研修館近畿統括本部（INPIT-KANSAI）及び全国の経済産業局等知的財産室でテレビ面接をご利用いただけます。

1) 申込みできる方

代理人（代理人がいない場合は出願人本人や知的財産部員など）

2) 申込み要領

オンライン面接システムを用いた面接審査の申込みは、通常の面接審査と同様に、電話又は上申書を提出することにより行います。申込みにあたっては、電子メールアドレスが必要となりますので、ご準備ください。面接の申込み後、オンライン面接の時間が確定したら、上記電子メールアドレス宛てに、特許庁から招待メールが届きます。

お問合せ先：特許庁審査第一部調整課地域イノベーション促進室

電話：03-3581-1101 内線 3104 E-mail:PA2103@jpo.go.jp

※なお、審判段階においても、審査段階と同様に面接審理、出張面接審理、オンライン面接審理を実施しています。詳しくは、特許庁ホームページをご覧ください。

面接審理：https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/mensetu_guide_sinpan.html

出張面接審理、オンライン面接審理：

https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-mensetsu/index.html

お問い合わせ先：特許庁審判部審判課審判企画室

電話:03-3581-1101 内線 5851

（３）事業戦略対応まとめ審査

平成２５年４月から、企業の事業展開を支援することを目的に、事業に必要な知的財産（特許・意匠・商標）を分野横断的に、必要なタイミングで権利化することを可能とする「事業戦略対応まとめ審査」を行っています。

「事業戦略対応まとめ審査」は、出願人が審査官に対して事業説明を行うことで、審査官は、事業の概要や事業における発明等の位置付けを正確に把握した上で審査を行います。このため、事業に役に立つ権利取得が可能であるとともに、各分野の審査官が必ず協議を行うことで、ばらつきのない審査を実現させています。

１）事業戦略対応まとめ審査の対象となる出願群

新規な事業や、国際展開を見据えた事業に関連する製品やサービス等を構成するための複数の特許出願からなる出願群であって、以下（ａ）から（ｃ）に示す要件をすべて備えたものを事業戦略対応まとめ審査の対象とします。なお、出願群には意匠登録出願、商標登録出願を含んでもよいものとします。

（ａ）原則※として、審査着手前の出願であること

※事業の中に位置づけられる特許等の出願であるならば、着手済み案件も含めることができます。

（ｂ）出願群に含まれる特許出願のうち、少なくとも１つは「外国関連出願」又は「実施関連出願」のいずれかの要件を満たしていること

（ｃ）新規な事業や、国際展開を見据えた事業の中に位置付けられる特許等からなる出願群であること

２）事業戦略対応まとめ審査の申請手続について

事業戦略対応まとめ審査の希望申請は、随時受け付けます。下記まで、事業戦略対応まとめ審査を希望する旨と、申請書の送付に必要な出願人側担当者の連絡先（電話番号及びメー

ルアドレス)をお知らせください。

お問合せ先：特許庁 審査第一部 調整課 企画調査班

電話：03-3581-1101 内線 3107 E-mail:PA2160@jpo.go.jp

3) 事業戦略対応まとめ審査の進め方

まとめ審査の対象となった場合、出願人と特許庁側の担当者との間で、事業説明、面接(必要に応じて実施)、審査着手のスケジュールについて調整を行いながら審査を進めていきます。

(a) 事業説明

事業説明では、まとめ審査を担当する審査官に対し、事業の概要(新製品や新たなサービスの概要)、事業戦略(実施予定、国際展開予定)、事業における出願の位置付け等について審査官に対し、説明を行ってください。

(b) 面接

面接では、個々の出願についての技術説明や、先行技術との対比説明、補正案の検討を行うことができます。

(c) 審査着手

事業説明、面接(審査着手前に実施した場合)、各案件を担当する審査官との間での協議を踏まえた上で、調整したスケジュールに従って、審査官チームの各審査官は担当案件の審査を行います。

その他、事業戦略対応まとめ審査の詳細については、特許庁ホームページをご覧ください。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/matome_sinsa.html

[2] 意匠

(1) 早期審査・早期審理制度

意匠においては出願意匠が早期に実施（製造・販売等）されることが多く、権利設定前の意匠に対する模倣品が発生することもあり、その社会的影響は大きいことから、こうした早期権利化を必要とする出願に対応するため早期審査・早期審理制度があります。

早期審査・早期審理制度を利用するに当たっては、以下の要件を満たす意匠登録出願・審判事件について、それぞれ「早期審査に関する事情説明書」、「早期審理に関する事情説明書」を特許庁に提出する必要があります。なお、早期審査・早期審理に関して特許庁に対する手数料は**無料**です。

① 権利化について緊急性を要する実施関連出願

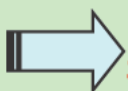
- a) 模倣品対策
- b) 警告
- c) 実施許諾

② 外国関連出願

③ 震災復興支援関連出願

出願人からの
要請に応じて
審査・審理を通
常よりも早く
行う

通常一次審査結果通知までの平均期間
は、出願から約6月



事情説明書の提出から
平均2.3月で一次審査結果通知
(2021年実績)

[早期審査・早期審理の対象となるための要件]

意匠登録出願(意匠登録出願に係る審判事件)が以下の①～③のいずれかに該当する場合、早期審査・早期審理の対象と認められます。ただし、令和元年改正意匠法に基づく新たな保護対象である建築物及び画像に係る意匠並びに内装に係る意匠については、新規な分野であり、審査品質の確保、審理の充実のためにより広範なサーチや慎重な判断が必要となるため、当面、早期審査・早期審理の対象外とします。

① 権利化について緊急性を要する実施関連出願

出願人自身又は出願人からその出願の意匠について実施許諾を受けた者(審判請求人自身又は審判請求人からその出願の意匠について実施許諾を受けた者)が、その出願の意匠を実施しているか又は実施の準備を相当程度進めている意匠登録出願(意匠登録出願に係る審判事件)であって、さらに以下のいずれかに該当する場合。

- a) 第三者が許諾なく、その出願意匠又は出願意匠に類似する意匠を実施(実施準備を含む)している場合

- b) 第三者から警告を受けている場合
- c) 第三者から実施許諾を求められている場合

② 外国関連出願

出願人がその出願の意匠について日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している意匠登録出願（意匠登録出願に係る審判事件）である場合

③ 震災復興支援関連出願

出願人の全部又は一部が、災害救助法の適用される地域（ただし、東京都を除く。）に住所又は居所を有し、さらに地震に起因した被害を受けた者である場合

ただし、例えば次のような場合、早期審査・早期審理の対象と認められません。

①, a) について、第三者による模倣品の実施あるいは実施準備行為を示す事実がなく、模倣品が流出する可能性があることをのみを理由とする場合。①, c) について、出願人自身の実施のみを目的とする場合や、社長の個人名で出願した意匠登録出願に対し、同社から社長に実施許諾の依頼があった場合。②について、日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へ出願した意匠がわかる書面が不足している場合。

早期審査、早期審理の対象となるための要件に関する詳細は、特許庁のホームページ（特許庁→制度・手続→意匠→審査→早期審査・早期審査制度→「意匠早期審査・早期審理制度の概要」）をご参照ください。

(https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/soki/isyou_soukisinri.html)

（２）審査官との面接

出願人や代理人は、意匠登録出願の審査に関する円滑な意志疎通を図るために審査官と面接を行うことができます。自己の意匠と引用意匠との対比などを中心に審査官に対して意匠の特徴を説明することができるとともに、拒絶理由通知等について審査官の見解を直接確認することで、より適切な対応を検討することができます。

また、意匠も特許と同様に、特許庁庁舎での面接のほか、出張面接、Web アプリケーションを利用したオンライン面接も実施しています。

〔 3 〕 商 標

（ 1 ） 商 標 早 期 審 査 ・ 早 期 審 理

商標早期審査・早期審理制度は、一定の要件の下、出願人からの申請を受けて審査・審理を通常に比べて早く実施する制度です。

①商標早期審査・早期審理を申請するメリット

- ・通常の審査・審理に比べて、審査結果・審理結果を早く得ることができます。
- ・早期審査を申請した出願の平均審査順番待ち期間は、早期審査の申請から平均 2.1 か月となっており（2021 年実績）、通常の出願と比べて大幅に短縮されています。
- ・また、早期審理を申請した場合には、申請後、審理可能となってから平均 2.6 か月で審決を発送しています（2021 年実績）。

②早期審査の対象となる出願

以下の対象 1 から対象 3 のいずれかに該当する商標登録出願が対象です。既に出願されているものについても対象となります。

ただし、新しいタイプの商標（動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標）、立体商標の一部及びマドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願（日本を指定国とする出願）については、その審査の特殊性から早期審査の対象外とします。

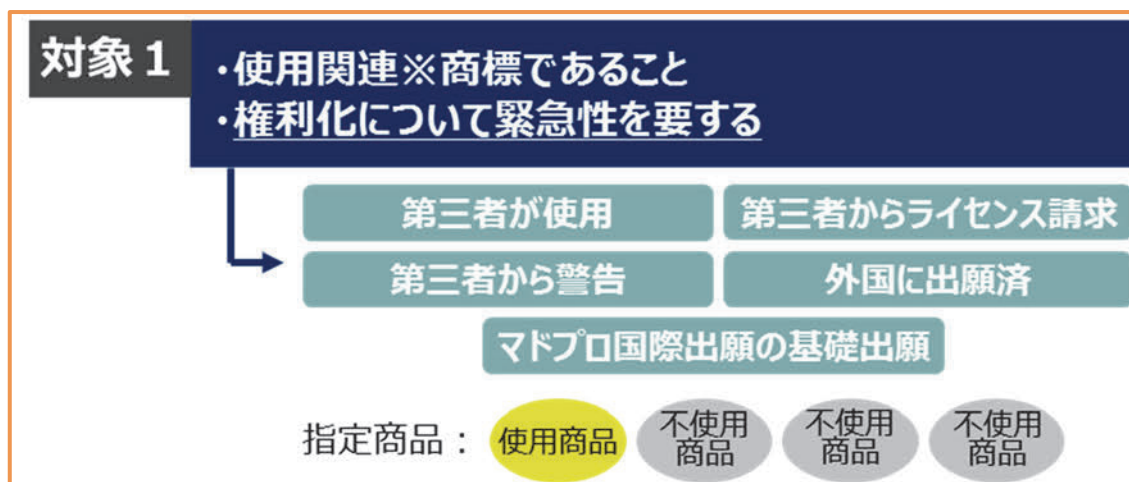
※「立体商標の一部」とは、「店舗、事務所、事業所、施設（建築物に該当しないものを含む。例えば、移動販売車両、観光車両、旅客機、客船）の外観、内装からなる立体商標」又は「商標の詳細な説明の記載を有する立体商標（出願時に商標の詳細な説明の記載がなくとも、商標を特定するために当該記載が必要と判断される場合を含む。）」を指します。

【対象 1】

出願人（ライセンシー）が、出願商標を指定商品・指定役務の一部に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ、権利化について緊急性を要する出願

※「権利化について緊急性を要する出願」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- a) 出願商標について、第三者が無断で使用又は使用の準備を相当程度進めている場合
- b) 出願商標の使用又は使用の準備について、第三者から警告を受けている場合
- c) 出願商標について、第三者から使用許諾を求められている場合
- d) 出願商標について、出願人が日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している場合
- e) 出願商標について、出願人がマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願の基礎出願とする場合



※使用関連：出願商標を指定商品・指定役務に既に使用している又は使用の準備を相当程度進めている状態

【対象 2】

出願人（ライセンシー）が、出願商標を既に使用している商品・役務又は使用の準備を相当程度進めている商品・役務のみを指定している出願

※指定商品・指定役務中に、出願商標を使用していない又は使用の準備を相当程度進めると認められない商品・役務を含む場合には、それを削除する補正が必要となります。補正は、可能な限り早期審査の申請前又は申請と同時に行ってください（遅くとも、早期審査の選定時までの補正が必要です）。



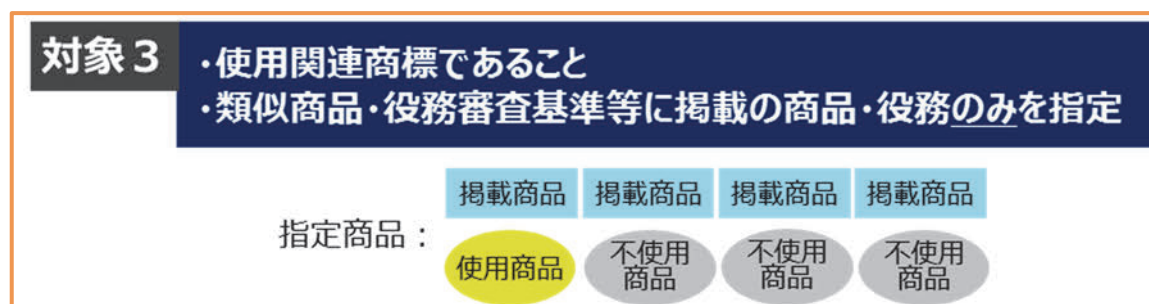
【対象 3】

出願人（ライセンシー）が、出願商標を指定商品・指定役務の一部に既に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ、「類似商品・役務審査基準」等に掲載されている商品・役務のみを指定している出願

※指定商品・指定役務中に、「類似商品・役務審査基準」等に掲載されていない商品・役務を含む場合には、それを削除する補正が必要となります。補正は、可能な限り早期審査の申請前又は申請と同時に行ってください（遅くとも、早期審査の選定時までの補正が必要です）。

※「類似商品・役務審査基準」等とは、次のものを指します。

- ・類似商品・役務審査基準
- ・商標法施行規則 別表（第六条関係）
- ・商品・サービス国際分類表（ニース分類）



③早期審査・早期審理の申請手続

早期審査・早期審理の申請には、「早期審査（早期審理）に関する事情説明書」の提出が必要となります。

- 提出者：出願人（審判請求人）又はその手続をする代理人
- 提出方法：オンライン又は書面
- 提出時期：商標登録出願の日（審判請求の日）以降いつでも提出可能
- 手数料：不要

手続の詳細は、特許庁ホームページで公開している「商標早期審査・早期審理ガイドライン」をご参照ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/soki/document/index/tt1208-023guide.pdf>

第 2 節 特許審査ハイウェイ（PPH：Patent Prosecution Highway）

特許審査ハイウェイとは、最初に出願した第一庁（例えば日本）で特許可能と判断された場合、出願人の申請により、次に出願した第二庁（例えば米国）において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みのことです。これにより、第二庁における安定した強い特許権の早期取得を支援します。

2023年4月1日時点で、日本は、44の知的財産庁（米国、韓国、英国、ドイツ、デンマーク、フィンランド、ロシア、オーストリア、シンガポール、ハンガリー、カナダ、欧州、スペイン、スウェーデン、メキシコ、北欧、中国、ノルウェー、アイスランド、イスラエル、ポルトガル、台湾、フィリピン、ポーランド、ユーラシア、インドネシア、タイ、オーストラリア、コロンビア、マレーシア、チェコ共和国、ルーマニア、エジプト、エストニア、ベトナム、ブラジル、チリ、ペルー、ニュージーランド、ヴィシェグラード、トルコ、サウジアラビア、フランス、モロッコ）との間で PPH を実施しています。

※2022年5月10日以降、日本国特許庁はロシア特許庁、ユーラシア特許庁の審査結果に基づいた PPH の申請受入れを一時停止中です。

詳細については、特許庁ホームページをご参照ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/index.html>

